

# 消防法における罰則規定一覧(予防分野)

## 1 消防法に基づく命令に違反した者に対する罰則規定

処分される者	罰則規定
<ul style="list-style-type: none"> <li>防火対象物に対する措置命令に違反した者(使用禁止・停止・制限等、第5条の2第1項違反) ※1</li> </ul>	第39条の2の2 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
<ul style="list-style-type: none"> <li>防火対象物に対する措置命令に違反した者(改修・移転・除去等、第5条第1項違反) ※1</li> </ul>	第39条の3の2 2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
<ul style="list-style-type: none"> <li>防火対象物に対する措置命令に違反した者(第5条の3第1項違反) ※3</li> </ul>	第41条 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
<ul style="list-style-type: none"> <li>防火管理業務適正執行命令に違反した者(第8条第4項違反) ※3</li> <li>防災管理業務適正執行命令に違反した者(第36条第1項において準用する第8条第5項違反)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置命令に違反した者(第17条の4第1項違反) ※2</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>防火管理者選任命令に違反した者(第8条第3項違反) ※3</li> <li>防災管理者選任命令に違反した者(第36条第1項において準用する第8条第3項違反) ※3</li> </ul>	第42条 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外の火災予防措置命令に違反した者(第3条第1項違反) ※3</li> </ul>	第44条第1項 30万円以下の罰金又は拘留
<ul style="list-style-type: none"> <li>立入検査を拒否等した者(第4条第1項違反)</li> <li>資料提出命令、報告徴収命令に違反した者(第4条第1項違反)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>防火対象物点検の表示に係る虚偽表示除去・消印命令に違反した者(第8条の2の2第4項違反)</li> <li>防災管理点検の表示に係る虚偽表示除去・消印命令に違反した者(第36条第1項において準用する第8条の2の2第4項違反)</li> <li>防火対象物点検の表示及び防管理点検の表示に係る虚偽表示除去・消印命令に違反した者(第36条第5項において準用する第8条の2の2第4項違反)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>防火対象物点検の特例認定の表示に係る虚偽表示除去・消印命令に違反した者(第8条の2の3第8項において準用する第8条の2の2第4項違反)</li> <li>防災管理点検の特例認定の表示に係る虚偽表示除去・消印命令に違反した者(第36条第1項において準用する第8条の2の2第4項違反)</li> <li>防火対象物点検の特例認定及び防災管理点検の特例認定の表示に係る虚偽表示除去・消印命令に違反した者(第36条第5項において準用する第8条の2の2第4項)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持命令に違反した者(第17条の4第2項違反) ※3</li> </ul>	

## 2 消防法の規定に違反した者に対する直接の罰則規定

処分される者	罰則規定
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防火対象物点検の表示に係る虚偽表示をした者(第8条の2の2第3項違反) ※3</li> <li>・ 防災管理点検の表示に係る虚偽表示をした者 (第36条第1項において準用する第8条の2の2第3項違反) ※3</li> <li>・ 防火対象物点検及び防災管理点検の表示に係る虚偽表示をした者 (第36条第5項において準用する第8条の2の2第3項違反) ※3</li> </ul>	第44条第1項 30万円以下の罰金又は拘留
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防火対象物点検の特例認定の表示に係る虚偽表示をした者 (第8条の2の3第8項において準用する第8条の2の2第3項違反) ※3</li> <li>・ 防災管理点検の特例認定の表示に係る虚偽表示をした者 (第36条第1項において準用する第8条の2の3第8項において準用する第8条の2の2第4項違反) ※3</li> <li>・ 防火対象物点検の特例認定及び防災管理点検の特例認定の表示に係る虚偽表示をした者 (第36条第5項において準用する第8条の2の2第3項違反) ※3</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災対象物品の表示違反(第8条の3第3項違反) ※3</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査受忍義務に違反した者(第17条の3の2違反)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防火管理者選解任届出義務に違反した者(第8条第2項違反)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災管理者選解任届出義務に違反した者(第36条第1項において準用する第8条第2項違反)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱届出義務に違反した者(第9条の3第1項(第2項において準用)違反)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防設備士の工事整備対象設備等の着工届出義務に違反した者(第17条の14違反)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防火対象物点検報告義務に違反した者(第8条の2の2第1項違反) ※3</li> <li>・ 防災管理点検報告義務に違反した者(第36条第1項において準用する第8条の2の2第1項違反) ※3</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防用設備等又は特殊消防用設備等設置届出義務に違反した者(第17条の3の2) ※3</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防用設備等又は特殊消防用設備等点検報告義務に違反した者(第17条の3の3) ※3</li> </ul>	

処分される者	罰則規定
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防火対象物点検の特例認定を受けた防火対象物の管理について、権原を有する者に変更があった場合の第8条の2の3第5項による届出を怠った、当該変更前の権原を有する者</li> </ul>	第46条の6 5万円以下の過料
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災管理点検の特例認定を受けた防災管理対象物の管理について、権原を有する者に変更があった場合の第36条第1項において準用する第8条の2の3第5項による届出を怠った、当該変更前の権原を有する者</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務大臣の認定を受けた特殊消防用設備等又は設備等設置維持計画について軽微な変更をした場合の第17条の2の3による届出を怠った、当該認定を受けた者</li> </ul>	

(注1) ※1～3については、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第45条各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

※1 1億円以下の罰金

※2 3,000万円以下の罰金

※3 各本条の罰金

(注2) 共同防火管理協議事項作成命令(第8条の2第3項)及び共同防災管理協議事項作成命令(第36条第1項において準用する第8条の2第3項)については、罰則規定なし。

## 消防法令違反に係る告発状況(予防分野)

告発年月日	犯罪の事実	被告発人	告発先	起訴の有無	告発の結果	是正結果
昭和53年10月11日	消防法第17条の4の命令を受けたにもかかわらず、これに違反し、スプリンクラー設備を設置しなかった。	防火対象物所有者 その他の違反行為者	検察庁	不起訴	防火対象物所有者がスプリンクラー設備の設置工事に着手したため、不起訴処分となった。	スプリンクラー設備を設置
昭和57年9月16日	簡易宿泊所において、消防法第8条第4項及び第17条の4の命令を受けたにもかかわらず、これに従わなかったもの	防火対象物所有者	警察署	起訴	略式命令 大阪簡易裁判所 昭和58年1月11日確定 罰金10万円	・昭和58年3月1日 廃業
昭和60年12月25日	消防法第17条の4の命令を受けたにもかかわらず、これに違反して屋内消火栓設備を設置せず又自動火災報知設備を消防法令の規定に従って維持すべき必要な措置をしなかった。	防火対象物所有者 その他代表社員	警察署	起訴	略式命令 島原簡易裁判所 昭和61年8月20日確定 ・合資会社 罰金10万円 ・代表者 罰金10万円	・昭和63年休業 ・平成10年解体
昭和61年3月31日	消防法第17条の4第1項の命令を受けたにもかかわらず、これに違反してスプリンクラー設備、屋外消火栓設備を設置せず又屋内消火栓設備を消防法令の規定に従って維持すべき必要な措置をしなかった。	防火対象物所有者 その他代表社員	警察署	起訴	略式命令 島原簡易裁判所 昭和61年10月19日確定 ・合資会社 罰金5万円 ・代表者 罰金5万円	・平成9年後期以降休館 ・平成10年解体
昭和61年5月8日	消防法第17条の4の命令を受けたにもかかわらず、これに違反し、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常警報設備、避難器具、誘導等及び誘導標識を設置せず、さらに、消防法第5条の規定に基づく防火対象物の使用禁止命令を履行しなかった。	防火対象物所有者	警察署	不起訴	告発後、死傷者を伴う火災が発生したため、業務上過失致死罪で略式起訴	消防法第5条に基づく使用禁止命令の主要客体部分は解体撤去され、残存部分については、用途、態様及び社会的機能等から消防法第17条対象外とされた。
平成元年4月4日	消防法第8条第3項の命令を受けたにもかかわらず、これに違反して防火管理者を定めなかった。消防法第17条の4の命令を受けたにもかかわらず、これに違反して屋内消火栓設備を設置しなかった。 また、自動火災報知設備、誘導等、消火器を適正に設置しなかった。	防火対象物所有者	警察署	起訴	奈良簡易裁判所平成2年 8月8日 罰金8万円	・平成元年12月12日 防火管理者を選任 ・平成2年5月31日 屋内消火栓設備を設置 ・平成2年6月4日 自動火災報知設備、誘導等及び消火器を技術上の基準に適合するよう改修

告発年月日	犯罪の事実	被告発人	告発先	起訴の有無	告発の結果	是正結果
平成9年11月7日	消防法第17条の4に基づく命令を受けたにもかかわらず、これに違反し、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、放送設備、誘導灯、連結送水管及び非常コンセント設備を設置しなかった。	防火対象物所有者 その他法人の代表取締役	警察署	起訴	京都簡易裁判所平成11年2月5日 ・防火対象物所有者 罰金20万円 ・法人の代表取締役 罰金20万円	・平成10年5月15日 違反増築部分を撤去
平成13年10月4日	消防法第5条の命令を受けたにもかかわらず、飲食店を営み、当該建築物を同用途に使用している。	防火対象物所有者	警察署	起訴	略式命令 長崎検察庁 平成13年検1第590号 平成14年1月5日確定 罰金30万円	・平成13年11月13日 自動火災報知設備を設置
平成19年8月22日	約3年間にわたり8回の文書による要請や、4回の立入検査の実施に際して拒否を繰り返した。	防火対象物所有者	警察署	起訴	略式起訴 ・防火対象物所有者 罰金50万円 ・店長 罰金20万円	・平成20年1月30日 立入検査を実施。告発対象店舗以外の店舗についても順次立入検査を実施
平成21年1月29日	消防法第17条の4に基づく命令を受けたにもかかわらず、これに違反し、自動火災報知設備を設置しなかった。	防火対象物所有者	検察庁	起訴		未是正
平成21年8月7日	消防法第17条の4に基づく命令を受けたにもかかわらず、これに違反し、自動火災報知設備を設置しなかった。	防火対象物所有者	検察庁	起訴		未是正

## ○ 国民の生命、身体、財産を保護する他の法律の罰則

違反条文	罰則
建築基準法第9条第1項 建築基準法令に違反した建築物等に対する措置命令に違反した場合	3年以下の懲役 ※最長刑期 300万円以下の罰金
高圧ガス保安法第38条第1項 製造者又は貯蔵者が高圧ガスの製造又は貯蔵の停止命令に違反した場合	1年以下の懲役 ※最長刑期 100万円以下の罰金
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第65条 液化石油ガス器具製造届出事業者が器具の回収その他の災害の拡大を防止するための措置命令に違反した場合	1年以下の懲役 ※最長刑期 100万円以下の罰金 ※ 両罰1億円
火薬類取締法第44条 製造業者又は販売業者が火薬類の製造、貯蔵等について公共の安全を維持するための停止命令に違反した場合	3年以下の懲役 ※最長刑期 100万円以下の罰金
毒物及び劇物取締法第19条第4項 製造業又は輸入業の登録者が毒物又は劇物の製造又は輸入の停止命令に違反した場合	3年以下の懲役 ※ 最長刑期 200万円以下の罰金

## ○ 刑法

違反条文	罰則
刑法第211条 (業務上過失致死傷罪)	5年以下の懲役 (50万円以下の罰金)

## ○ 人の生命、身体を保護法益としている法律で、両罰規定において1億円の罰金を科している違反内容

法令名等	内容
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第32条第1号 (両罰規定)	ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油等をみだりに捨てた場合(廃棄物の不法投棄(第16条違反))
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第103条第1項(両罰規定)	液化石油ガス器具製造届出事業者が、器具の回収その他の災害の拡大を防止するための措置命令に違反した場合(災害防止命令(第65条)違反)
ガス事業法第60条第1号(両罰規定)	ガス用品製造届出事業者が、用品の回収その他の災害の拡大を防止するための措置命令に違反した場合(災害防止命令(第39条の18)違反)
電気用品安全法第59条第1号(両罰規定)	電気用品製造届出事業者が、用品の回収その他の危険及び障害の拡大を防止するための措置命令に違反した場合(危険等防止命令(第42条の5)違反)